

別表 1 の 2 産業廃棄物処理業者に対する行政処分の基準（要綱第 5 条関係）

処分の要件	処分の内容
<p>1 法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当するとき。 （処理業者が欠格要件に該当するに至ったとき。）</p>	<p>事業の許可の取消し</p>
<p>2 法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当するとき。 （処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。）</p> <p>① 法第 25 条第 1 項各号及び同条第 2 項に規定する違反行為 無許可営業（第 1 項第 1 号） 不正手段による営業許可取得（第 1 項第 2 号） 無許可事業範囲変更（第 1 項第 3 号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（第 1 項第 4 号） 事業停止命令違反、措置命令違反（第 1 項第 5 号） 委託基準違反（第 1 項第 6 号） 名義貸しの禁止違反（第 1 項第 7 号） 処理施設無許可設置（第 1 項第 8 号） 不正手段による施設設置許可取得（第 1 項第 9 号） 処理施設無許可変更（第 1 項第 10 号） 不正手段による施設変更許可取得（第 1 項第 11 号） 無確認輸出（第 1 項第 12 号） 受託禁止違反（第 1 項第 13 号） 廃棄物の投棄禁止違反（第 1 項第 14 号） 廃棄物の焼却禁止違反（第 1 項第 15 号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第 1 項第 16 号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第 2 項）</p> <p>② 法第 26 条各号に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反（第 1 号） 処理施設の改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（第 2 号） 処理施設の無許可譲受け、無許可借受け（第 3 号） 無許可輸入（第 4 号） 輸入許可条件違反（第 5 号） 廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬（第 6 号）</p> <p>③ 法第 27 条に規定する違反行為 無確認輸出予備</p>	<p>事業の許可の取消し</p>
<p>3 法第 14 条の 3 第 1 号（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当するとき。 （処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。）</p>	
<p>① 法第 28 条第 2 号に規定する違反行為 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反</p>	<p>事業の停止 90日間</p>
<p>② 法第 29 条各号に規定する違反行為 虚偽管理票交付（第 8 号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（第 13 号）</p>	<p>事業の停止 60日間</p>
<p>③ 法第 29 条第 2 号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反</p>	<p>事業の停止 60日間</p>

別表 1 の 2 産業廃棄物処理業者に対する行政処分 の 基準 (要綱第 5 条関係)

<p>④ 法第 29 条各号に規定する違反行為</p> <p>保管届出義務違反 (第 1 号 (第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。))</p> <p>管理票交付義務違反、管理票記載義務違反、管理票虚偽記載 (第 3 号)</p> <p>運搬受託者の管理票写し送付義務違反、管理票記載義務違反、虚偽記載 (第 4 号)</p> <p>運搬受託者の管理票回付義務違反 (第 5 号)</p> <p>処分受託者の管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載 (第 6 号)</p> <p>管理票・同写し保存義務違反 (第 7 号)</p> <p>引受禁止違反 (第 9 号)</p> <p>虚偽管理票写し送付・虚偽報告 (第 10 号)</p> <p>電子管理票虚偽登録 (第 11 号)</p> <p>電子管理票報告義務違反・虚偽報告 (第 12 号)</p> <p>処理困難通知義務違反・虚偽通知 (第 14 号)</p> <p>処理困難通知保存義務違反 (第 15 号)</p> <p>土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 (第 16 号)</p>	<p>事業の停止 30 日間</p>
<p>事故時応急措置命令違反 (第 17 号)</p>	<p>応急措置に必要な 期間の停止</p>
<p>⑤ 法第 30 条各号に規定する違反行為</p> <p>帳簿備付け・記載・虚偽記載・保存義務違反 (第 1 号)</p> <p>事業廃止・事業変更届出義務違反、処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反、虚偽届出 (第 2 号)</p> <p>定期検査拒否・妨害・忌避 (第 3 号)</p> <p>維持管理事項記録・虚偽記載・備付け義務違反 (第 4 号)</p> <p>処理責任者等設置義務違反 (第 5 号)</p> <p>報告拒否、虚偽報告 (第 6 号)</p> <p>立入検査拒否・妨害・忌避 (第 7 号)</p> <p>技術管理者設置義務違反 (第 8 号)</p>	<p>事業の停止 30 日間</p>
<p>⑥ その他の違反行為</p>	<p>事業の停止 10 日間</p>
<p>4 法第 14 条の 3 第 2 号 (法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。) に該当するとき。 (処理業者の事業の用に供する施設又は能力が、許可の基準に適合していないとき。)</p>	
<p>改善が不可能な場合 (法第 14 条の 3 の 2 第 2 項を適用)</p>	<p>事業の 許可の取消し</p>
<p>改善が可能な場合</p>	<p>事業の停止 改善に必要な期間</p>
<p>5 法第 14 条の 3 第 3 号 (法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。) に該当するとき。 (処理業者が事業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。)</p>	<p>事業の停止 30 日間</p>